



後期高齢者医療保険料の 納入通知書を送付します

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

6月中旬に後期高齢者医療保険料納入通知書を各世帯へ郵送します。

普通徴収

- ①納付書で納入される方は、納期限までに金融機関で納めてください。
- ②口座振替の方は、毎月25日に口座から引き落とされます。
(25日が土日、祝日の場合は翌営業日)

特別徴収

現在特別徴収で仮徴収(4月・6月・8月)されている方は、平成25年度の保険料の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を10月・12月・2月の年金から天引きとなります。

保険年金係窓口で年金天引きから口座振替への変更もできます。

●手続きに必要なもの

- ①口座振替の通帳 ②通帳の届出印 ③保険証

保険料について

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方、一人ひとりに納めていただく保険料です。保険料は均等割額と所得割額の合計です。均等割額は、世帯主と本人の所得に応じて軽減があり、所得割額も本人の所得に応じて軽減が行われます。

被保険者の被扶養者であった方

制度加入前に、社会保険など(被用者保険)の被扶養者であった方は、均等割が9割軽減となります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。
未納のままにしておく...
保険料の免除や猶予を受けず納め忘れの状態、万一障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
手続きは...?
市民生活課保険年金係窓口へ申請してください。

国民年金保険料免除等の申請について

申請について

■受付 7月1日(月)～

■対象期間 平成25年7月～平成26年6月

※申請は原則として毎年度必要です。

平成25年7月に申請する場合は、平成

24年7月から平成25年6月分までの期間

(前年1年分)についても申請することが

できます。7月に前年1年分の免除等

も申請される場合は、申請書を2枚提出

してください。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-2159



国民健康保険被保険者のみなさんへ

「ジェネリック医薬品差額通知書」 を郵送します

市では、お薬代の患者負担軽減と国民健康保険医療費の削減に結びつけることを目的に7月から定期的に、「ジェネリック医薬品差額通知書」を郵送します。

現在使用されているお薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせするものです。

この機会にジェネリック医薬品のご利用について検討してはいかがでしょうか?



ジェネリック医薬品とは

最初に作られたお薬(先発医薬品)の特許が切れた後に発売される医薬品です。すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんが、先発医薬品と比べ、金額が安いと、医療費を抑えることができます。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、希望カードを診察券と一緒に提出し、直接医師にご相談ください。

※必ずしもみなさんにこの通知が届くわけではありません。

※お薬代にかかった金額のみ表示しています。実際の窓口でのお支払いには、技術料等が含まれていることがあります。

※ジェネリック医薬品に切り替えたとお薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159